平成２７年（フ）第１７２号
秋田市旭南１丁目11番６－25号
債務者　大窪　規之
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８５号
秋田市広面字大巻29番地１　ユースピア大巻B101号
債務者　阿部　景子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９６号
秋田市将軍野東４丁目15番６号
債務者　亀川　浩美
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７３号
石川県加賀市熊坂町ニ18番地１　信開ドムス大聖寺駅前611号室、従前の住所石川県加賀市上野町丸山２番地277
債務者　高橋　勝美（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第１８７号
長野県松本市並柳４丁目５番Ｃ１－３号県営住宅並柳団地
債務者　山口里惠子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第９８号
鳥取県鳥取市大覚寺191番地１　リバーサイドコート７号、旧住所鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1534番地15
債務者　渡辺　志乃
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０４号
鳥取県鳥取市松並町２丁目288番地７　コーポ288　203号、旧住所鳥取県鳥取市賀露町北１丁目２番15号
債務者　岡島真理子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６４号
広島県福山市沖野上町２丁目９番４号
債務者　小柳　珠美
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１７１号
広島県福山市芦田町大字下有地1608番地２
債務者　野田　益伸
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第５１３号
福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀224番地の２
債務者　白石美知子
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第７１号
鹿児島県姶良市西姶良３丁目13番15号
債務者　福重　正俊
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第７４号
鹿児島県姶良市加治木町反土2702番地
債務者　亀井　洋一
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第７５号
鹿児島県姶良市加治木町反土2702番地
債務者　亀井　裕司
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第８０号
鹿児島県霧島市隼人町内山田３丁目21番15号オレンジハウス101
債務者　中島　修司
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第１６７号
広島県福山市瀬戸町大字地頭分2575番地
債務者　林　　重和
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第５０７号
北九州市小倉北区井堀１丁目２番16－302号
債務者　川口　　清
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５２４号
北九州市八幡西区西王子町３番24号
債務者　森本　千秋
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部